

鹿児島, 2020.2.22-23

心理カウンセリングを併用の上人工授精にて妊娠成立に至った内診に対する特異的恐怖症の一例

HORAC グランフロント大阪クリニック

貫井李沙 田中久美子

寺脇奈緒子 小宮慎之介 浅井淑子 姫野隆雄 井上朋子 森本義晴

【症例】32歳 女性

【主訴】不妊症、内診に対する特異的恐怖症

【現病歴】2012年人工妊娠中絶を行った後に内診に対する特異的恐怖が生じる。

2017年自然妊娠成立するも、稽留流産にて子宮内搔破術施行。

2018年11月、1年間の不妊にて当院初診に至る。

【現症】精液検査、採血、超音波上は明らかな不妊原因認めず。

卵管造影検査；心理カウンセリング3回後に施行 両側卵管通過

【経過】初診時内診の際は緊張強く、内診後気分不良にて会話困難となる。

心理カウンセリング必要と判断し、心理カウンセリング開始。

心理カウンセリング2回施行後の内診では気分不良なく診察可能となる。

心理カウンセリングでは初回は心理教育のみを行い2回目より恐怖症プロトコルに沿ってカウンセリングを行った。6回目に特異的恐怖の改善を認めたため一旦カウンセリングを中止とした。

その後タイミング指導2回行うも妊娠成立せず、人工授精5回目に妊娠成立に至る。その間内診後に気分不良となる事はなかった。最終診察時は内診を行いながら会話できるまで改善した。妊娠7週6日当院より他院分娩施設へ紹介となる。

【考察】特異的恐怖症とは特定の対象や状況に対して著しい恐怖反応を示す不安障害に分類される精神障害である。患者の場合は人工妊娠中絶による恐怖体験により内診に対し特異的に恐怖を抱いているため、心的外傷後ストレス障害とも考えられる。今回初診時より不妊治療を開始するにあたり心理カウンセリングが必要と考え早期に介入した。その結果内診に対する特異的恐怖症を改善したことで人工授精治療という選択肢が出来たと考えられる。